

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	南木曾町

## 南木曾町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業観光課 農林係  
所在地 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1  
電話番号 0264-57-2001  
FAX番号 0264-57-2270  
メールアドレス rinmu@town.nagiso.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	南木曾町一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	稲、果樹、野菜、いも類	161千円 31a
イノシシ	稲、麦類、野菜	216千円 33a
ツキノワグマ	ヒノキ、スギ	4,380千円 104a
ニホンジカ	稲、ヒノキ	9千円 1.01a
ハクビシン	果樹、野菜	7千円 0.3a
アライグマ	果樹、野菜	47千円 5a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

里山周辺では、ヒノキ、スギを中心とした植林地が多くあり、里と山の区別ができていない為、里への出没が増加している。

南木曾町では国有林を含む森林の割合は90%となっており、里へ影響がない箇所での野生鳥獣の生息が望ましいが、里を餌場とする有害鳥獣による農作物被害が後を絶たない状況である。

町内一円で年間を通じ発生している対象鳥獣による農作物の食害、ツキノワグマ、ニホンジカによる樹木の被害防止のため、総合的な対策を地域単位で推進する必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル	161千円 31a	113千円 21.7a
イノシシ	216千円 33a	152千円 23.1a
ツキノワグマ	4,380千円 104a	3,066千円 72.8a
ニホンジカ	9千円 1.01a	7千円 0.707a
ハクビシン	7千円 0.3a	5千円 0.12a
アライグマ	47千円 5a	33千円 35a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害がある場合、実施隊が中心となって箱わな、くくりわな等のわな捕獲を中心とした加害獣の捕獲。</li> <li>新規狩猟免許取得者への助成、実施隊員への報酬、有害鳥獣捕獲に対し報償金の支払い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の猟友会員が高齢化に伴い人材不足の恐れがある。</li> <li>他に仕事を有している会員が多く、鳥獣捕獲に従事できる時間が限定されてしまう。</li> </ul>
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種被害対策への補助</li> <li>電気柵等の防除資材購入者への補助</li> <li>侵入防護柵の設置</li> <li>追い払い犬の育成、及び追払い</li> <li>牛、羊等の放牧による下草刈等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少、高齢化等により十分な管理ができなくなりつつある。</li> <li>設置には地域の理解と労力が必要であり、また地形上の効果的エリアが限定的である。</li> <li>対策未実施箇所へ加害獣が移動し被害を出す可能性がある。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝帯整備</li> <li>放任果樹、不要作物等の誘引物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策未実施箇所へ加害獣が移動し被害を出す可能性がある。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。  
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ○捕獲等に関する取組

ニホンジカ、イノシシによる農作物被害等が継続的に発生しており、被害の効率的な低減を図る為にも加害個体の特定及び捕獲を推進する。

##### ○追い払いや防護柵の設置等に関する取組

従来実施している電気柵や侵入防止柵の防除対策を推進しつつ、被害の発生がある又は予測される箇所の防除対策の導入を図る。また、追い払い犬による追い払いの体制を拡充を図る。

##### ○生息環境管理その他の取組

獣害被害が頻発している箇所の緩衝帯整備や、集落での誘引物の除去などを地域や猟友会等と協議・協力し計画的に実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会を中心に南木曾町鳥獣被害対策実施隊を設置。装薬銃、箱わな及びくくりわなを用いた捕獲及び捕獲後の処理等を一貫して実施する。

実施隊は、3支部体制で定期的な会議を設け情報交換や捕獲等にあたり連携を図っている。また、定期的な安全講習会の開催により事故が発生しないように努めている。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	鳥獣被害全般	捕獲檻・ワナを購入し実施隊へ貸与 捕獲の担い手の確保の為、新規狩猟免許取得者に対し助成
令和9年度	鳥獣被害全般	捕獲檻・ワナを購入し実施隊へ貸与 捕獲の担い手の確保の為、新規狩猟免許取得者に対し助成
令和10年度	鳥獣被害全般	捕獲檻・ワナを購入し実施隊へ貸与 捕獲の担い手の確保の為、新規狩猟免許取得者に対し助成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、長野県が策定している第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農作物等の被害状況を踏まえ捕獲計画数を有害鳥獣駆除対策協議会で検討し捕獲する。</li> <li>・ニホンザルについては、長野県が策定している第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年2月に専門家の助言を得て群れごとに捕獲数を特定し、加害レベルに応じ加害個体を特定し捕獲する。</li> <li>・ツキノワグマについては、長野県が策定している第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。</li> <li>・ニホンジカについては、長野県が策定している第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害拡大防止のため、積極的に捕獲対策を推進する。</li> <li>・ハクビシンについては、被害拡大を防止する為積極的に捕獲を実施する。</li> <li>・アライグマについては、被害拡大を防止する為積極的に捕獲を実施する。</li> </ul>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
イノシシ	120頭	120頭	120頭
ツキノワグマ	20頭	10頭	10頭
ニホンジカ	140頭	140頭	140頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭

アライグマ	20 頭	20 頭	20 頭
-------	------	------	------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>捕獲は、箱わな・くくりわな・装薬銃等の用具により実施。  毎年、4月中旬から翌年3月末までの収穫前期を中心に捕獲を実施。  有害鳥獣による農作物被害を防止するために、農地周辺に侵入防止柵の設置を推進する。  イノシシについては、農地周辺の加害個体に絞った捕獲を原則実施する。  また、クマ等の錯誤捕獲に十分注意し捕獲する。  ニホンザルについては、加害個体に絞った捕獲。オトナのメスザルについては、GPS首輪発信器を装着し群れの行動範囲を調査し、被害対策、捕獲対策に活用する。  ツキノワグマについては、被害内容を確認し、被害箇所において加害個体を捕獲する。  ニホンジカについては、近年生息数の増加が見込まれることから個体数の増加を防止するため積極的な捕獲を行う。また、クマ等の錯誤捕獲に十分注意し、捕獲する。  ハクビシンについては、被害箇所において加害個体を捕獲する。  アライグマについては、被害箇所において加害個体を捕獲する。</p>
---

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南木曾町一円	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第

4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	物理柵 L=0.1~1km (ワイヤーメッシュ柵)	物理柵 L=0.1~1km (ワイヤーメッシュ柵)	物理柵 L=0.1~1km (ワイヤーメッシュ柵)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	追い払い犬(モンキー ードッグ)による追 い払い人による追払 い(花火、エアガン 等) ニホンザル行動域調 査 効果的な追い払い犬 の導入及び、世代交 代 電気柵等の防除資材 購入者への補助等	追い払い犬(モンキー ードッグ)による追 い払い人による追払 い(花火、エアガン 等) ニホンザル行動域調 査 効果的な追い払い犬 の導入及び、世代交 代 電気柵等の防除資材 購入者への補助等	追い払い犬(モンキー ードッグ)による追 い払い人による追払 い(花火、エアガン 等) ニホンザル行動域調 査 効果的な追い払い犬 の導入及び、世代交 代 電気柵等の防除資材 購入者への補助等

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	緩衝帯整備及び、維持管理 放任果樹、不要作物等の誘引物除去

令和9年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	緩衝帯整備及び、維持管理 放任果樹、不要作物等の誘引物除去
令和10年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	緩衝帯整備及び、維持管理 放任果樹、不要作物等の誘引物除去

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南木曾町	関係機関への連絡調整、加害個体の捕獲への協力
南木曾町猟友会	鳥獣被害対策・加害個体
木曾地域振興局	鳥獣被害対策・加害個体の捕獲への協力等
木曾警察署南木曾町交番	パトロール・加害個体の捕獲への協力等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別添のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカについては埋設及び、従事者への払下げによる一部自家消費。  
ニホンザル・ハクビシン・アライグマについては捕獲現場周辺での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南木曾町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
南木曾町長	事務局・関係機関との連絡調整 鳥獣被害防止対策全般
木曾猟友会長	射場整備・講習会開催
南木曾町猟友会長	加害獣捕獲・被害防止対策指導
木曾農業協同組合南部支所長代理	対策物資の手配、設置指導
南木曾町農業委員会会長	被害対策の意見交換等
南木曾町森林組合長	森林被害対策指導等
木曾森林管理署南木曾支署長	協議会支援全般
木曾川漁業協同組合支部長	河川被害対策の意見提案等
鳥獣保護管理員	鳥獣保護関係の意見提案等
木曾地区野生鳥獣被害対策チーム	鳥獣被害対策全般の指導・提言等

その他関係団体の長	被害状況等の意見提案等
-----------	-------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
木曾地区野生鳥獣被害対策チーム	鳥獣被害対策全般の指導・提言等
野生鳥獣被害対策支援チーム	鳥獣被害対策全般の指導・提言等
木曾警察署南木曾町交番	鳥獣による人身被害防止等
与川地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
北部地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
三留野地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
妻籠地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
蘭地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
広瀬地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等
田立地域振興協議会	地域の被害状況把握や被害対策の取りまとめ等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年度に南木曾町役場産業観光課長を隊長、南木曾町猟友会各支部長を班長とし南木曾町鳥獣被害対策実施隊を設置。  
編成については、南木曾町役場産業観光課農林係員及び猟友会を実施隊員に任命している。隊員数は現在 59 名。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

実施隊員は、木曾猟友会が所有する木曾国際射撃場（長野県公安委員会指定の教習射撃場）において、射撃技能の向上及び事故防止のための実技講習会及び有害駆除従事者講習会に参加する。

また、協議会は射撃場の機能維持及び改善のための整備について必要な支援を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月26日付け7森推第1195号同意

変更：令和 年 月 日付け〇森推第〇〇号同意